

平成26年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

＜神戸ビエンナーレ組織委員会＞

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(2) 意見 ① 補助金支出の手続きについて 補助金交付要綱では、神戸ビエンナーレの開催準備年度の補助金の余剰金は翌年度に繰り越して使用することができる」とされており、本市は、開催準備年度である平成24年度当初に委員会に対し5,000万円の補助金を概算払しており、余剰金約1,700万円を翌年度に繰り越して使用することとし、5,000万円で補助金額を確定させている。 地方財政法では地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要最少限度をこえて支出してはならないとされているが、過去4回のビエンナーレの開催準備年度における余剰金は補助金約5,000万円のうち約1,500～3,200万円となっており、多額の余剰金が常態化している。 神戸ビエンナーレの開催は2年に一度であり、開催準備年度からの繰越金も含め開催年度で全額精算し、余剰金は本市に返金しているが、資金の有効活用の観点からは、補助金支出の時期及び金額を見直す必要がある。開催準備年度の余剰金については本市において予算を繰り越し、開催年度で執行する方法も考えられる。 関係部局とも協議のうえ、適正な支払の方法及び補助金額について検討されたい。	28年度予算の検討のなかで、神戸ビエンナーレについては、次回の開催を見送ることとなった。 今後、本事例のように事業期間が複数年度にわたる事業を行い、準公金団体に対して補助金を支出することとなる場合には、このたびの指摘事項を踏まえ、適正な補助金の支払方法や金額について、関係部局とも協議のうえ検討する。	他の方法で対応